

**社会福祉法人高松市社会福祉協議会ボランティア活動助成事業
平成30年度 募集要領**

1 助成対象となる団体

次の各号に該当するボランティア活動を展開している団体とします。

- (1) 高松市内を拠点としていること。
- (2) 設立後1年以上継続した活動実績があること。
- (3) 自己財源が乏しく、助成を必要としていること。
- (4) その他本会が特に必要と認めた団体

2 助成対象となる事業

社会福祉を目的とするボランティア活動とします。

(自助団体による自助活動や趣味・芸能活動等は対象となりません。)

3 対象事業の期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に完了する事業とします。

4 助成対象とならない事業または経費

次の各号に掲げる事業または経費は、助成対象となりません。

- (1) 交流会等の飲食経費
- (2) 団体自体の経常的な運営経費（人件費を含む）
- (3) 第三者に助成または委託する事業
- (4) 本会の他の制度の助成を受けて実施する事業

5 助成限度額、助成率、助成の制限

一団体に対し、20万円を限度額とし、かつ、対象事業費の4分の3以内とします。また、同一団体に対する継続助成は3年とします。

6 助成の申請書類

助成金交付申請書類は、高松市社会福祉協議会に持参し、提出してください。

なお、申請時に必要な書類は、次のとおりです。

- (1) ボランティア活動助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 前年度事業報告書（様式第4号）
- (5) 前年度収支決算書（様式第5号）
- (6) 助成金振込依頼書（様式第6号）
- (7) チラシ、パンフレットなど活動状況のわかる資料

申請内容について照会する場合がありますので、作成した申請書類は、必ず写しを取り、担当者が保管しておいてください。

なお、申請書類は、高松市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。

7 助成申請時期

助成の申請は、平成30年4月2日（月）から平成30年5月31日（木）までの間に受付けます。

8 助成の決定・通知・交付

本会ボランティア活動助成事業審査委員会において、助成金の交付の適否および助成額を決定します。

また、助成の決定をしたときは、その決定の内容や条件を申請者に通知し、助成金を交付します。

9 助成事業終了後の手続き

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、速やかにボランティア活動助成事業実績報告書（様式第8号）を提出してください。

10 助成金の交付決定取り消しについて

助成金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、助成金の全部または一部を返還していただく場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 助成目的以外の経費に使用したとき。
- (4) 第6条の規定により算出した助成金に余剰金が生じたとき。
- (5) その他助成を受けるにふさわしくない行為があったとき。

11 情報の公開について

助成金事業については、助成団体や助成事業についての情報を一般に公表する場合がありますので、ご了承ください。

【 お問い合わせ・申請書送付先 】

社会福祉法人高松市社会福祉協議会 地域福祉係

〒760-0066 香川県高松市福岡町二丁目 24 番 10 号

TEL 087-811-5666 FAX 087-811-5256

ホームページ（<http://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/>）